

2023年4月14日

「MAJOR FLOW Z」の経費精算システム インボイス制度対応の新バージョンをリリース

パナソニック ネットソリューションズ株式会社(以下:パナソニックNETS)は、2023年10月1日より開始されるインボイス制度に向け、ワークフローシステム「MAJOR FLOW Z」シリーズの経費システムにおいて、適格請求書の取り扱いに関する業務負荷を軽減するための機能を実装した新しいバージョンへのアップデートを2023年5月19日に実施します。

対応の背景

領収書や請求書の受領に関する業務負荷増が予想される

インボイス制度とは、2023年10月1日から導入される新しい仕入税額控除の方式「適格請求書等保存方式」です。インボイス制度開始後は適格請求書が発行された取引のみが仕入税額控除の対象になるため、請求書や領収書を受領する課税事業者は従来の業務に加え、取引先から受領した適格請求書の保存や取引先が適格請求書発行事業者か否かの確認、受領した請求書や領収書が適格請求書の記載要件を満たしているかの確認等を行う必要があり、課税事業者の業務負荷が大きく増えることが予想されます。

このような状況から、現在MAJOR FLOW Z の経費精算システムをご利用の事業者より、経費精算の流れで発生する適格請求書(インボイス)の確認・管理に関する業務を効率化できないかというご相談を数多く頂いておりました。

対応内容

取引先が適格請求書発行事業者か否か確認

このようなご要望を踏まえ、MAJOR FLOW Z CLOUD 経費精算およびMAJOR FLOW Z KEIHIでは、取引先が適格請求書発行事業者か否かの確認や受領した適格請求書が仕入税額控除の要件を満たしているかの確認など、インボイス制度によって発生する業務を支援する機能を搭載した新バージョンの提供を開始します。

また、インボイス制度では適格請求書に記載する消費税額の端数処理につきましても同一税率毎に行うというルールが定められており、新バージョンでは、仕訳行毎に計算される消費税額の合計と適格請求書に記載されている消費税額の合計に差異が生じる場合にも税額修正が行える仕様にし、消費税額の計算についても対応しています。

パナソニックNETSでは、2005年よりWEBワークフローシステム「MajorFlow」及び「MAJOR FLOW Z」を展開し、お客様のニーズに合わせ数々の機能強化に取り組んでまいりました。今後もお客様のご要望にお応えできる製品を提供し、効率化やコンプライアンス強化というお客様の課題解決に貢献できるように邁進してまいります。

「MAJOR FLOW Z」シリーズ 新バージョンの提供時期について

製品名	「MAJOR FLOW Z KEIHI」	「MAJOR FLOW Z CLOUD」
機能	経費精算	経費精算
提供形態	オンプレミス	クラウド
提供開始日	2023年5月19日	2023年5月19日*
ライセンス費用(税抜)	150万円～	3万円/月額～
年間保守費用(税抜)	10.5万円～	—

*お客様毎に随時バージョンアップを実施しますので、適用日は遅れる場合がございます。

MAJOR FLOW Z のインボイス制度対応機能について

<取引先が適格請求書発行事業者か否かを確認>

MAJOR FLOW Z CLOUD 経費精算の取引先マスタに「事業者登録番号」の項目が追加されます。

適格請求書発行事業者の登録番号をマスタに登録しておくことで、請求書を受領するたびに事業者登録番号の確認をする必要がなくなります。

※取引先マスタに登録されていない取引先からの請求書は手作業によるスポット対応も可能です。

取引先 *	銀行	
Customer001 取引先 0 0 1	9999 PNETS銀行 999 築地支店	
口座名義カナ ト北井井仔	口座番号 1234567	預金種別 普通
手数料区分 当方	支払方法 振込	
支払締日 15日	支払月 翌々月	支払日 25日
備考		
<input type="text"/>		
事業者登録番号	<input checked="" type="checkbox"/> 適格請求書受領済	仕入税額控除区分 経過措置
T0123456789001		

<仕入税額控除の要件を満たしているかを確認>

事業者登録番号の入力有無、証憑画像の取り込み有無、取引内容、金額によってチェックを行い、条件を満たさない場合は、申請・承認時に警告画面を表示させることができます。

※警告機能の利用は申請書の種類ごとに選択することができますので、請求書の支払申請ではチェックを行い、交通費精算書ではチェックをしないといった運用も可能です。

警告があります。警告を無視する場合は、警告タブ内のチェックにチェックを入れてください。

警告 注意事項 関連申請書 添付ファイル

以下の内容で警告が出ています。特に問題がない場合は、「処理を続行する」にチェックを入れてください。

▶ 明細1行目 適格請求書を受領している場合は、適格請求書に記載されている事業者登録番号を入力するか、または受領済のチェックをしてください。

処理を続行する

<登録事業者と免税事業者などの区分を仕訳データ出力>

登録事業者と免税事業者の区分を会計システムに仕訳データ出力できます。

会計システムによって区分する方法は異なりますが、MAJOR FLOW Zでは、経過措置を区分した税区分を設ける、登録事業者と免税事業者等を区分した項目(フラグなど)が追加する、両方の3パターンに対応します。

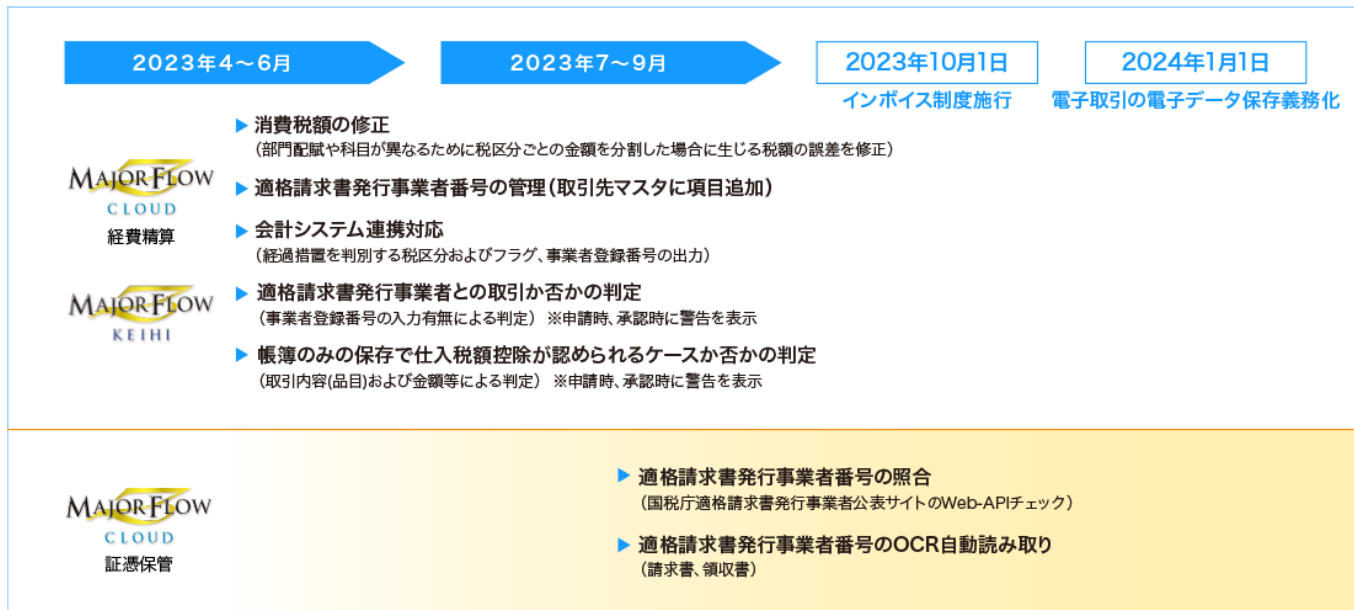
<仕入税額控除計算方法への対応>

仕訳業毎に同一税率毎に計算する消費税額の合計と適格請求書に記載されている同一税率の消費税額の合計に差異が生じる場合に税額修正を行えます。

※本機能により、仕入税額の計算方法は、インボイス積上げ計算、帳簿積上げ計算、割戻し計算のいずれにも対応が可能です。

インボイス制度・電子帳簿保存法への対応ロードマップ

今後のインボイス制度や電子帳簿保存法への取り組みは、下記のようなロードマップを予定しています。



MAJOR FLOW Z 経費精算が紹介されました

元国税局OBで帳票書類電子化のスペシャリストであるSKJ総合税理士事務所 所長 袖山 喜久造氏の書籍「電子インボイス～業務デジタル化のポイント」でインボイス制度開始に向けたおすすめ経費精算システムとしてMAJOR FLOW Zをご紹介頂きました。

タイトル: 電子インボイス～業務デジタル化のポイント

著者: 袖山 喜久造氏 (SKJ総合税理士事務所)

出版元: 税務研究会出版局

■ パナソニック ネットソリューションズについて

パナソニック ネットソリューションズは、ワークフロー事業と映像監視事業を柱とし、業務効率化・業務改善や安全・安心の実現に総合的に取り組んでいます。20年以上の豊富な経験・ノウハウを活かして開発したワークフローパッケージ「MAJOR FLOW Z」は、多くのお客様から高い支持をいただいています。

また、映像監視システム「ArgosView」とクラウド録画サービス「Ciero」をコア技術とした映像ソリューションは、国内VMS市場においてシェアNo.1※を獲得しており、ご好評いただいています。

社名 : パナソニック ネットソリューションズ株式会社

代表者 : 代表取締役社長 南部 和彦

本社 : 〒104-0045 東京都中央区築地5丁目3番3号 築地浜離宮ビル12F

設立 : 2008年1月30日

資本金 : 7,000万円

URL : <http://pnets.panasonic.co.jp/>

※富士経済「2017～2022 セキュリティ関連市場の将来展望」

以上

※本文に記載されている会社名および製品名は各社の商標または登録商標です。

【お問い合わせ先】

<報道関係者様>

パナソニック ネットソリューションズ株式会社 企画部 鬼頭

TEL: 03-6226-2505 FAX: 03-5565-8220 E-mail: press-pnets@ml.jp.panasonic.com

<お客様>

パナソニック ネットソリューションズ株式会社 営業本部

TEL: 03-6226-2505 FAX: 03-5565-8220 E-mail: infonetdm@ml.jp.panasonic.com